○防衛省告示第百六十三号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年七月十四日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

期　間　平成二十八年七月二十一日から同年九月二十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒

(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒

(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○四国地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十四日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
観音寺市豊浜町和田浜字宮ノ後一五三八番一から同市豊浜町和田浜字宮ノ後一五五一番一六地先まで	前	一五・一～四四・二三メートル
	後	四二・六六～四八・〇七メートル　〇・〇一六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十四日

四国地方整備局長　名波　義昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	観音寺市豊浜町和田浜字高須賀一五三〇番三地先から同市豊浜町和田浜字宮ノ後一五四八番三まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年七月十四日

○四国地方整備局告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十四日

四国地方整備局長　名波　義昭

一　道路の種類及び路線名　一般国道　十一号

占用を制限する区域　観音寺市豊浜町和田浜字高須賀一五三〇番三地先から同市豊浜町和田浜字宮ノ後一五四八番三まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年七月十四日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十四日

四国地方整備局長　名波　義昭

一　道路の種類及び路線名　一般国道　五十六号

占用を制限する区域　宇和島市和霊町字亀次一一七六番八から同市伊吹町字下井関甲一五六九番一まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年七月十四日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十四日

四国地方整備局長　名波　義昭

一　道路の種類及び路線名　一般国道　十一号

占用を制限する区域　観音寺市豊浜町和田浜字高須賀一五三〇番三地先から同市豊浜町和田浜字宮ノ後一五四八番三まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年七月十四日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十四日

四国地方整備局長　名波　義昭

一　道路の種類及び路線名　一般国道　十一号

占用を制限する区域　観音寺市豊浜町和田浜字高須賀一五三〇番三地先から同市豊浜町和田浜字宮ノ後一五四八番三まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年七月十四日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十四日

四国地方整備局長　名波　義昭

一　道路の種類及び路線名　一般国道　十一号

占用を制限する区域　観音寺市豊浜町和田浜字高須賀一五三〇番三地先から同市豊浜町和田浜字宮ノ後一五四八番三まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年七月十四日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月十四日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　施行者の名称　大分県

二　都市計画事業の種類及び名称　中津都市計画道路事業三・四・四号外馬場錆矢堂線

三　事業施行期間　自平成二十八年七月十四日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大分県中津市大字牛神字恩明、字屋敷及び字浜田並びに大字一ッ松字楠本、字屋敷、字一町田、字東出口及び字学手地内

使用の部分　なし